

## No. 7 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

### 議第1182号 建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社 J バイオフードリサイクル 横浜工場	
位 置	鶴見区末広町 2 丁目 1 番 5、2 番 17 の各一部	
敷 地 面 積	6,851.93 m <sup>2</sup>	
用 途 地 域 等	工業専用地域、臨港地区（工業港区）	
施設概要	構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上 2 階建
	主 要 用 途	廃棄物中間処理施設 （一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設）
	建 築 面 積	1,198.69 m <sup>2</sup>
	延 床 面 積	1,410.48 m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	<b>【一般廃棄物】</b> ●発酵処理施設 210.58 t / 日 ●破砕施設 ・廃プラスチック類 457.44 t / 日 ・食品廃棄物 76.32 t / 日 ●汚泥の脱水施設 478.08 t / 日  <b>【産業廃棄物】</b> ●廃プラスチック類の破砕施設 76.32 t / 日 ●汚泥の脱水施設 472.32 m <sup>3</sup> / 日
	建 築 主	名称 株式会社 J バイオフードリサイクル 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
	運 営 主 体	名称 株式会社 J バイオフードリサイクル 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1

(内容)

株式会社 J バイオフードリサイクルが、発酵させた廃棄物からガスを発生させ、発電事業を行う目的で、湿式メタン発酵処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）を設置します。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- ・ 騒音・振動・臭気の発生源に対して、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動・臭気の最大予測値が基準を満たす結果となっていること。
- ・ 臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- ・ 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- ・ 隣接地の所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること。